

番号	7
措置の名称	企業立地促進法の改正等
措置の内容	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）について、平成 29 年に改正を行い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改めた。同法に基づく基本計画に係る同意については、企業立地促進法と同様に事前協議は不要としている。なお、これと合わせて、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）を措置しており、本措置については企業立地促進法とは異なり、対象業種の政令指定は行っていない。</p>
関係省庁	経済産業省